

国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(無期労働契約への転換の決定等)</p> <p>第6条 無期労働契約への転換希望教員の無期労働契約への転換の可否は、前条の規定により報告を受けた教授会等の議に基づき、<u>教育研究評議会の議</u>を経て、当該無期労働契約への転換希望教員の任期が満了となる日の原則として6月前までに学長が決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特別の事情によりこの細則により難しい場合は、<u>教育研究評議会</u>の議を経て別段の取り扱いをすることができるものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(無期労働契約への転換の決定等)</p> <p>第6条 無期労働契約への転換希望教員の無期労働契約への転換の可否は、前条の規定により報告を受けた教授会等及び<u>教育研究評議会</u>の議を経て、当該無期労働契約への転換希望教員の任期が満了となる日の原則として6月前までに学長が決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特別の事情によりこの細則により難しい場合は、<u>教授会等及び教育研究評議会</u>の議を経て<u>学長</u>が別段の取り扱いをすることができるものとする。</p>

附 則 (細則第3号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。